

京都市告示第454号

京都芸術センターの指定管理者である財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成22年3月8日

京都市長 門川大作

京都芸術センターについて平成22年4月8日（木）を臨時休所とする。

（理由）

当該日については、事務室機器等の整備に当たり事務機能が一時停止し、センター運営に支障を来すおそれがあるため

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）